

訪問看護（介護・介護予防訪問看護）重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションふれんず
所在地	滋賀県彦根市高宮町 9 0 7 - 1
事業所番号	2 5 6 0 2 9 0 1 9 5
電話番号	0 7 4 9 - 4 9 - 2 5 3 1
F A X 番号	0 7 4 9 - 4 9 - 2 5 3 2
サービス提供地域	彦根市・多賀町・甲良町・豊郷町・愛荘町・ 東近江市(旧能登川町・旧愛東町・旧五個荘町) 米原市（旧米原町・旧近江町）

2 事業の目的及び方針

目的) 安心・安楽な在宅生活が送れるよう在宅療養を支援する。

方針)

- (1) 利用者や家族の希望を大切に、丁寧な看護を基本とし、療養上必要な事項についてわかりやすく説明を行い、常に利用者の立場に立って良き相談相手となって支援していきます。
- (2) 利用者の心身の状況及びそのおかれている状況に応じ、主治医、及び他部門と密着な連携を持って、訪問看護計画に基づき、適切な訪問看護を行います。
- (3) 専門職として、常に科学的、創造的、かつ主体性のある適切な看護技術を提供し自己啓発に努めます。
- (4) 多職種連携を基に地域包括ケアの実践に努めます。

3 営業時間

営業日 営業時間	月曜日～金曜日（祝日及び、12月29日～1月3日までを除く） 午前8時45分～午後5時30分
サービス提供日 サービス提供時間	月曜日～金曜日（祝日及び、12月29日～1月3日までを除く） 午前9時00分～午後5時00分 （電話等により、365日・24時間 常時連絡・対応が可能）

4 事業所の職員配置

管理者（看護師）	常勤	1名		
看護師	常勤	名	非常勤	名
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士	常勤	名	非常勤	名
看護補助者	常勤	名		

5 サービス内容

①	病状の観察と管理	⑦	カテーテル管理
②	食事（栄養）管理および援助	⑧	医療機器の管理や注射(点滴等)など
③	排泄の管理および援助	⑨	認知症患者の援助
④	清拭・洗髪・入浴などの援助	⑩	ターミナルケア
⑤	床ずれの予防と処置	⑪	家族や介護者の相談や支援
⑥	リハビリテーション	⑫	その他主治医の指示に基づくもの

6 サービス料金及び利用者負担額

訪問看護 《 要介護 1～5 》

サービス提供内	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	328 円	655 円	982 円
30 分未満	491 円	982 円	1,473 円
30 分以上 60 分未満	857 円	1,715 円	2,571 円
60 分以上 90 分未満	1,176 円	2,351 円	3,526 円
理学療法士等による訪問看護 20 分以上/回 1 日 2 回まで	307 円	613 円	919 円
緊急訪問看護加算	626 円	1,250 円	1,875 円
早朝（6 時～8 時）夜間（18 時～22 時）	25% 増	25% 増	25% 増
深夜（22 時～6 時）	50% 増	50% 増	50% 増
複数名訪問加算：30 分未満	265 円	530 円	794 円
30 分以上	419 円	838 円	1,257 円
長時間訪問看護加算	313 円	626 円	938 円
初回加算Ⅰ（退院日等に初回訪問した場合）	365 円	730 円	1,095 円
初回加算Ⅱ	313 円	626 円	938 円
特別管理加算Ⅰ	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算Ⅱ	261 円	521 円	782 円
専門管理加算	261 円	521 円	782 円
ターミナルケア加算	2,084 円	4,168 円	6,252 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護 1～4	3,086 円	6,171 円	9,256 円
要介護 5	3,919 円	7,838 円	11,757 円
介護職員等処遇改善加算 （2026 年 6 月～）	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬 単位数×1.8%の自己負担割合分		

介護予防訪問看護 《 要支援 1～2 》

サービス提供内容	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	316 円	632 円	948 円
30 分未満	470 円	940 円	1,410 円
30 分以上 60 分未満	828 円	1,655 円	2,482 円
60 分以上 90 分未満	1,136 円	2,272 円	3,408 円
理学療法士等による訪問看護 20 分以上/回 1 日 2 回まで	296 円	592 円	888 円
緊急訪問看護加算	626 円	1,250 円	1,875 円
早朝(6 時～8 時)・夜間(18 時～22 時)	25% 増	25% 増	25% 増
深夜(22 時～6 時)	50% 増	50% 増	50% 増
複数名訪問加算：30 分未満	265 円	530 円	794 円
30 分以上	419 円	838 円	1,257 円
長時間訪問看護加算	313 円	626 円	938 円
初回加算Ⅰ	365 円	730 円	1,095 円
初回加算Ⅱ	313 円	626 円	938 円
特別管理加算Ⅰ	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算Ⅱ	261 円	521 円	782 円
専門管理加算	261 円	521 円	782 円
介護職員等処遇改善加算 (2026 年 6 月～)	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬 単位数×1.8%の自己負担割合分		

***エンゼルケア（死後の処置料） 12,000 円**

* 利用者負担額は、多少の誤差が生じる場合があります。

* ガーゼなど衛生材料費等の負担がある場合があります。

7 交通費

通常事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費を実費徴収させていただきます。

(通常の実施地域を越えた地点から 1 k mあたり 20 円とする)

8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に容態の変化などが発生した場合、主治医、ご家族、介護支援事業者などへの連絡対応をさせていただきます。

9 利用料金の支払方法

サービス利用月の翌月 2 7 日に指定口座より引き落としとなります。

10 キャンセル料について

- (1) 利用者の都合により訪問看護を中止する場合は、事業所までご連絡ください。
(連絡先) : 0749-49-2531
- (2) 利用日の前日までにご連絡ください。やむを得ず当日に中止する場合は、必ず午前9時00分までにご連絡ください。
- (3) 当日に連絡なく、訪問看護を中止した場合は、キャンセル料(利用者負担金100%)をいただくことになりますので、ご了承下さい。

*ただし、利用者の容態の急変など、緊急時やむを得ない事情がある場合は不要です。

11 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施の有無 → 『 無 』

12 相談窓口・苦情対応

サービスに関するご相談や苦情等については、次の窓口で対応させていただきます。

相談・苦情窓口 (平日9時～17時)	訪問看護ステーションふれんず 担当：柴田恵子
電 話 番 号	0749-49-2531
F A X	0749-49-2532

●公的機関において苦情の申し出が出来ます。

市町村		TEL	FAX
彦根市	高齢福祉推進課	0749-24-0828	0749-30-9231
多賀町	福祉保健課	0749-48-8115	0749-48-8143
甲良町	保健福祉課	0749-38-5151	0749-38-5150
豊郷町	医療保険課	0749-35-8117	0749-35-4588
愛荘町	福祉課	0749-42-7691	0749-42-5887
東近江市	長寿福祉課	0748-24-5645	0748-24-5693
米原市	くらし支援課	0749-55-8110	0749-55-8130
滋賀県国民健康 保険団体連合会		077-522-0065	077-510-6606

13 事故発生時の対応

- (1) ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) ステーションは、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

14 個人情報の保護

- (1) ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) ステーションが得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて、利用者またはその代理人の了承を得るものとします。
- (3) 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (4) 従事者であった者が、従事者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。

15 人権擁護・虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修の機会を確保します。

16 身体拘束等の原則禁止

- (1) ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し、同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要事項を記載します。

17 非常災害対策

非常災害の発生の際に、その事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

年 月 日

本書面にに基づき重要な事項を説明しました。

〈事業所所在地〉 滋賀県彦根市高宮町 9 0 7 - 1
〈事業所名〉 訪問看護ステーションふれんず
〈事業所管理者〉 管理者 吉田 幸恵
〈説明者〉 訪問看護ステーションふれんず 看護師
(氏名)

私は、本書面により、事業者から重要な事項の説明を受けました。

ご本人 (住所) _____

(氏名) _____

代理人 (住所) _____

(氏名) _____